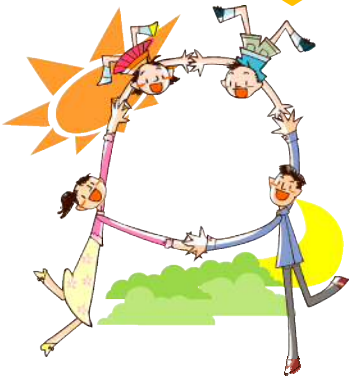




別冊

若年性認知症

安心 ガイドブック



65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といいます。
このガイドブックは、ご本人やご家族、地域や職場で関わるみなさんに、

- ・働き盛りに発症する認知症があること
- ・「若年性認知症」と診断された時の相談先
- ・ご利用いただける制度

を知っていただくために作成したものです。

若年性認知症について

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が壊れてしまったり、働きが悪くなったりしたために、記憶・思考・言語・判断などに障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態（およそ6カ月以上継続）をいいます。

認知症は高齢者の病気と思われがちですが、65歳未満でも発症することがあります。若年性認知症の平均発症年齢は51歳くらいで、発症率の男女比は男性が女性より少し多くなっています。

代表的な原因疾患は、アルツハイマー型認知症・レビー小体型認知症・脳血管性認知症・前頭側頭型認知症の4つです。

若年性認知症の場合、多くの方が仕事や家事をしていることから、高齢者と比較して、認知機能の低下による支障が出やすく、何らかの病気だと気づきやすいものの、トラブルの原因が「認知症」であるとは思にくいいため、医療機関の受診が遅れることが多いです。早期に医療機関を受診した場合でも、更年期障がい、うつ病など別の病気の診断のまま時間が経過し、認知症が進行した状態になって初めて「若年性認知症」と診断されることが少なくありません。

認知症は、高齢者だけが発症する
病気ではありません。



若年性認知症と診断された際の相談・お問い合わせ先

半田市包括支援センター

住所：〒475-0918 半田市雁宿町1-22-1
電話：0569-23-8144

半田市役所（高齢介護課）

住所：〒475-8666 半田市東洋町2-1
電話：0569-84-0644

若年性認知症コールセンター

電話：0800-100-2707 フリーコール（無料）
住所：〒474-0037 大府市半月町3-294
受付時間：月曜日～土曜日 10時から15時（年末年始を除く）
ホームページ：<http://y-ninchisyotel.net/>

まずは
ご相談
ください。



ご利用いただける制度

医療・障がい者手帳・年金

※申請には診断書が必要で、審査・認定後のご利用となります。
まずは主治医にご相談ください。

発症



治療の開始(初診日)

継続した治療の開始



6か月



1年6か月



自立支援医療（精神通院）の給付

- ①申請：通院による継続した治療が必要になったとき
- ②概要：精神疾患（認知症を含む）のため、通院による治療を受ける場合、通院医療費（薬剤等も含む）の負担が軽減されます。
- ③その他：自己負担額は原則1割ですが、利用者本人の収入や世帯の所得などに応じて月額自己負担上限額が設定されます。給付の有効期限は1年間で、更新には手続きが必要です。

お問合せ先：半田市地域福祉課 電話：84-0641

精神障がい者保健福祉手帳の交付

- ①申請：初診日から6か月经過した日から
- ②概要：障がいの状態を1～3の等級で証明します。税金の優遇措置として「所得税・住民税の障がい者控除」「市県営住宅の優先入居」「障がい者手当」「相談支援」「就労支援」など、手帳を取得することで受けられるサービスがあります。
- ③その他：手帳の有効期間は2年間で更新には手続きが必要です。

お問合せ先：半田市地域福祉課 電話：84-0641

障がい年金の給付

- ①申請：初診日から1年6か月经過した日から
- ②概要：一定の障がいがある方に、障がいの程度に応じて年金を支払うもの。
- ③その他：障がい年金の1、2級を受けている方は届け出ることにより国民年金保険料が免除されます。

お問合せ先：4ページの「障がい年金の相談・請求窓口について」をご覧ください。

手当・支援など

就
業
中
の
方

傷病手当金

就業されている場合は、傷病手当金の給付を受けられることがあります。

※国民健康保険の被保険者は対象外です

期 間：休職4日目から最長1年6か月間

その他：退職まで1日も出勤していないなど一定の条件に該当すれば、支給期間に退職しても、引き続き傷病手当金を受給することができます。

お問合せ先：加入している保険者（全国健康保険協会または健康保険組合等）

退
職
さ
れ
た
方

失業保険

退職された場合で、労働する能力と意思がある場合は、失業手当を受けられる可能性があります。退職後なるべく早くに雇用保険の手続きをします。

お問合せ先：ハローワーク半田 電話：21-0023

そ
の
他
の
経
済
的
支
援

住宅ローンの免除・生命保険の保険金

住宅等のローンを利用している場合や、生命保険に加入している場合は、若年性認知症の診断によってローンの免除や高度障がい保険金を受けられる場合があります。

お問合せ先：各金融機関、各保険会社

国民年金保険料の免除

保険料を納めることが経済的に難しい方のための制度があります。

お問合せ先：半田市国保年金課 電話：84-0652

症
状
が
進
行
し
て
き
た
際

生活上の援助が必要なとき

【介護保険制度】

概要：認知症の診断により介護保険を申請し、要介護または要支援の認定を受けた場合、1割負担で訪問介護などのサービスを受けることができます。

年齢：40歳以上

お問合せ先：半田市高齢介護課 電話：84-0649

判断能力の低下などにより、権利擁護や後見などが必要になったとき

【日常生活自立支援事業】

概要：病状の進行により判断能力が低下してきた場合、ご本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。

お問合せ先：半田市社会福祉協議会 電話：23-7361

【成年後見制度】

概要：契約や財産の管理などをすることが難しい方を法的に支援する制度です。

お問合せ先：知多地域成年後見センター半田後見事務所 電話：21-0811

障がい年金の相談・請求窓口について

初診日における状況	お問合せ先
国民年金第1号加入中	半田市国保年金課 ※ 電話：84-0652
60歳以上65歳未満	
厚生年金加入中	半田年金事務所 電話：21-2375
国民年金第3号加入中	
共済組合加入中	各共済組合 ※

※場合により年金事務所での相談・請求となることがあります



半田市の目指す『認知症支援』のすがた



初期相談・予防

もの忘れが気になりはじめた時には、適切な医療と予防方法が相談できます。

「認知症」になっても、だれもが自分らしく暮らせるまち・はんだ

わたしには何でも相談できる人がいます。
わたしには身近に集える場所があります。
はんだには気軽に参加できる機会があります。
はんだには困ったときに支え合うしくみがあります。
わたしには地域で役割があり、
そこで安心して暮らすことができます。(半田市地域福祉計画)



家族支援

介護や看病で家族が疲れないように、支えてくれる人や仕組みがあります。



医療と介護の連携

体調を崩し入院しても、治療を終えると、再び住み慣れたまちで暮らせる仕組みがあります。



普及啓発・ふくし共育

老いや病気に理解のある人々に囲まれ地域の活動を続けることができます。



SOS ネットワーク

道に迷って困っている時に、見守ってくれる人、捜してくれる人たちがいます。



終末期の事前指示

自分で意思表示ができなくなった時のために、事前に私の希望を伝えておくことができます。

お問合せ：半田市高齢介護課 高齢者福祉担当 電話0569-84-0644
『認知症安心ガイドブック』（平成27年4月） 発行：半田市 作成：半田市認知症対応検討会議